

## 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和6年11月27日、同月29日及び12月13日に東北運輸局及び東北運輸局宮城運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、本日、宮城運輸支局において命令書等の交付を行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：2525タクシー 株式会社 代表取締役 小高 明

(法人番号：5370001013736)

宮城県仙台市宮城野区仙台北2丁目1番地の2

営業所：本社営業所

宮城県仙台市宮城野区仙台北2丁目1番地の2

#### 2. 行政処分等年月日 令和7年6月26日

#### 3. 行政処分等の概要

##### (1) 事業用自動車の使用停止処分（200日車）

令和7年7月2日から令和7年7月14日まで（10両×13日）

令和7年7月2日から令和7年7月15日まで（5両×14日）

##### (2) 文書警告

#### 4. 違反の概要

##### (1) 運賃料金変更事前届出違反

(道路運送法第9条の2第1項)

##### (2) 点呼の記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

##### (3) 点呼状況の録音及び録画記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項)

##### (4) 運行記録計による記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)

##### (5) 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：佐藤、佐賀

TEL：022-791-7532